

(案)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更について（答申）

平成17年6月27日付け平成16・10・21原第24号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条の4第5項において準用する同法第44条の2第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更について(答申)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)  
第44条の2第1項第1号(平和利用)

本申請については、

- ・ 厳に平和利用に限り再処理事業を行う等、再処理の事業の目的を変更するものではないこと
- ・ ウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物は、原子炉で燃料として利用する等平和の目的に限り利用するために、再処理役務契約に基づき契約先に返還する等、使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法を変更するものではないこと
- ・ 再処理の方法及び再処理工程等を変更するものではないこと

から、再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第44条の2第1項第2号(計画的遂行)

本申請については、

- ・ 第1低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力を増強するものであり、「使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用していくこと」とし、また、「商業規模の再処理工場を着実に建設、運転していくこと」とする我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の方針に沿ったものであること
- ・ 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力を変更するものではないこと

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

3 . 法第 4 4 条の 2 第 1 項第 3 号（ 経理的基礎に係る部分に限る。 ）

本申請に係る変更は工事を伴わないことから、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。このことから、再処理事業を変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。